

会場での申告でも利用者識別番号が必要

本町での申告会場では、これまで申告書を一旦預かり、紙媒体で税務署に提出していましたが、今年の申告から作成した申告データを電子媒体で税務署に提出します。

これにより、申告手続きには申告データに付番する利用者識別番号（e-taxのID）が必要となりました。

IDは申告会場で取得することもできますが、事前に国税庁の公式サイトから取得することもできます。

なお、一度取得したIDは来年以降も利用できますので、申告後も大切に保管してください。

※過去にe-taxを利用したことがあるなど、既に利用者識別番号を取得している人はそのまま利用できますので、新たに取得する必要はありません。

パソコンで！確定申告スマホで！

国税庁のホームページでは、パソコンやスマホを利用できる確定申告書作成コーナーが開設されています。

画面上の案内に従って金額等を入力すれば、税額が自動計算され、簡単に申告書を作成できます。

24時間いつでも利用できますし、作成した申告書はそのままe-taxが郵送で提出することができます。

詳しくは国税庁HPを確認されるか、税務署に問合せください。



申告書の作成はこちらから！



モバイル



今年のおもな改正点

- ・令和元年10月から令和2年12月に消費税10%でマイホームを購入されたときは、住宅ローン控除の期間が3年延長され、13年になります。

・被相続人の居住用財産（空き家）を売却したときの特別の要件が改正され、平成31年4月以降の売却であれば、被相続人が施設入所されていた場合も対象となるようになりました。

税理士による無料相談会

日時

2月23日（日）

午前10時～午後4時

会場

とりぎん文化会館 1階

担当

中国税理士会鳥取支部に所属した税理士

【問合せ先】

中国税理士会鳥取支部事務局

☎0857-26-9563

鳥取税務署での確定申告

日時

2月17日（月）～

3月16日（月）

午前9時～午後4時

休日の開庁日時

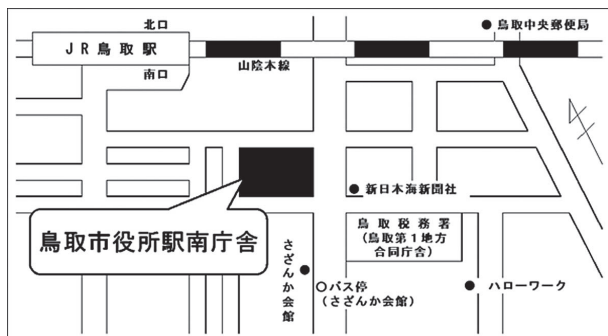
2月24日（月・振替）

3月1日（日）

午前9時～午後4時

鳥取市役所駅前庁舎

地下1階会議室



問合せ先 鳥取税務署 ☎0857-22-2141 または 役場税務住民課 ☎75-4117